

(新) 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策
プラットフォーム (IPBES) 拠出金 70百万円 (0百万円)

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

(1) 経緯

- ・ 2010年6月、「生物多様性版 IPCC」ともいわれる「生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム」(IPBES)の設立が合意。
- ・ 2010年10月、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、IPBESの設立について国連総会での検討を招請する決定が採択された。
- ・ 2010年12月の第65回国連総会において国連環境計画(UNEP)に対し、IPBES総会開催を要請する決議が採択された。
- ・ 同会議において、2011年10月にIPBES第1回総会、2012年上半期に第2回総会を開催し、具体的な組織体制・活動計画等を討議することとされている。

(2) IPBESの必要性

生物多様性の効率的な政策立案・実施には現状の把握が不可欠であり、地球規模での生物多様性の評価を定期的を実施し、政策に活用することを目的に設立されるもの。その活動については既存の科学的知見やネットワークを活用することとされており、その基盤となる地球規模及び地域の生物多様性に関するモニタリングや情報集積を推進することが不可欠である。2001年に経済協力開発機構(OECD)のメガサイエンスフォーラムの勧告により設立された地球規模生物多様性情報機構(GBIF)は、生物多様性情報の集積・共有・自由なアクセスと利用の促進を目的としており、IPBESでの評価の際の重要な基盤データとしての役割が期待されている。

(3) 事業の内容

我が国がIPBESの運営に主導的な役割を果たすべく、地球規模のIPBES活動支援のため、国際機関等への拠出を行うものである。

2. 事業計画

- ・ IPBES 拠出金 (H24年度～)、GBIF 拠出金 (H24年度～)

3. 施策の効果

- ・ IPBESの構築・活動支援により、地球規模及び地域での生物多様性の評価を定期的を実施し、生物多様性に関する科学的知見を政策立案・実施に効果的に活かす。
- ・ 世界の生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する。
- ・ 生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化を図る。

生物多様性及び生態系サービスに関する 政府間科学政策プラットフォーム (IPBES) 拠出金



生物多様性の損失

生態系サービスの劣化・減少

地域固有性

情報不足

対策の難しさ

様々な要因

状況把握困難

対策不足

複合的要因

予測の難しさ

能力不足

生物多様性に関する科学と政策のつながりを強化し、科学を政策に反映させる必要性

生物多様性版
IPCC

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES)

UNEP主催 第3回政府間会合 (2010.6)
IPBES設立に基本合意



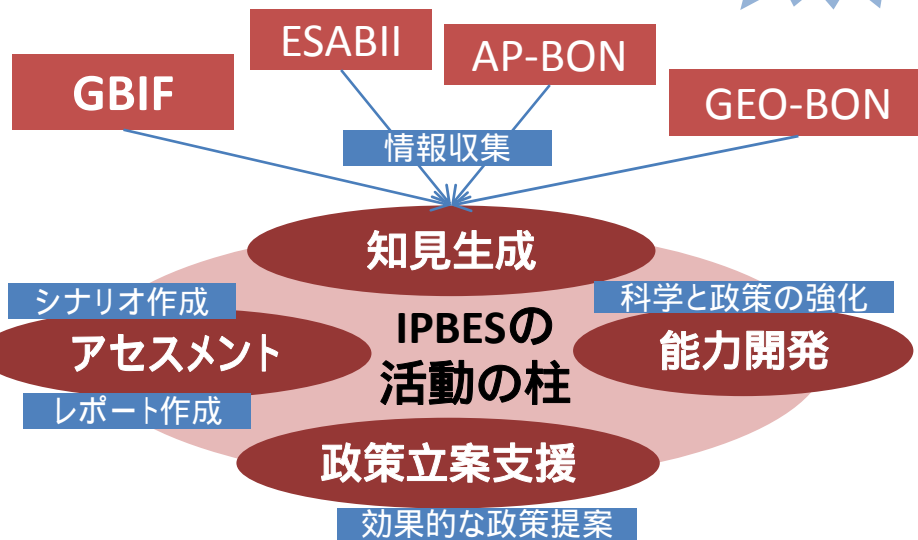
CBD-COP10 (2010.10)
国連総会にIPBES早期設立の検討を奨励する決定



第65回国連総会 (2010.12)・UNEP管理理事会 (2011.2)
IPBES関連決議を採択

2011.10 第1回総会 2012前半第2回総会

IPBESの活動を本格始動 (報告書作成へ)



IPBESの活動に拠出し、科学と政策のつながりを強化
世界の生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献